

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

ただ、やはり我々は復旧だけではなくて、復興という形でにぎわいをつくっていくということは今までこのまちが少し元気をなくしてる部分があるわけでありますので、そこまで考えていったときには、果たしてどのような形で行けばいいのか、非常に大きなエネルギーが必要であるわけであります。それは行政だけでできるものではございません。そういったところをしっかりと市民の皆様方や、また商店街の皆様方と、また商工会議所などいろいろな団体と連携をとって進めていかなければ持続可能なものにならないと捉えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

本町通りの方のお言葉を1つ伝えます。

市長は、本町通り等が元気がない、元気がないと言うけども、我々は生きてるよと、毎日、商売頑張ってるんだと、死んじゃいないと、そのことをご理解いただきませんかと皆さん元気出ないんじゃないですか。だから私は、一番最後のところにバイタリティーという言葉を使ったんです。頑張ってください。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、田原議員の質問が終わりました。

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

発言通告書に基づき、1回目の質問を行います。

1、「権現荘元支配人の不起訴について（修正版平成30年6月1日付）」の解釈について。

(1) 市は捜査対象者の元支配人になぜ連絡をとっているのか。

(2) 市は平成29年4月と5月の時期に2回も市の顧問弁護士に損害賠償の可否について、なぜ相談をしているのか。

(3) 平成29年7月に元支配人より迷惑料の自主返納の連絡があるが、この意味は不起訴にしたいという説明はあったか。

(4) 「市としてはさまざまな角度から警察の捜査が行われたものと考えており」とあるが、その根拠は何か。誰に何を確認しているのか。

(5) 「元支配人による管理運営についてさらなる市の調査は考えていない。」とあるが、そも

- そも、平成28年10月の総務文教常任委員会で指摘された元支配人の個別購入費の調査をしているのか。また、市職員に「少しだけ私的に飲んだ。」と話した件を調査しているのか。
- (6) 市は元支配人から個別購入費の伝票に基づき説明を受けたか。また、毎年度の会計内訳を記録や帳簿に基づき説明をさせたか。
- (7) 市は起訴猶予の内容を告発者に確認して、市への迷惑料42万円と個別購入費約39万円との違いを明確にし、元支配人がみずから立証できない個別購入額について、返金を求めるべきと考えるがどうか。

2、0歳から18歳までの一貫教育のまちづくりについて。

(1) 仮称「子どもライフアドバイザー」の設置について。

本来は保護者の責任により、家庭で行うべき内容ではありますが、社会が多様化し、新しい仕事生まれる背景となり、幼児から小中高に至るまで学力と社会常識の教育と多様化する進路について、総合的にアドバイスする機関が自治体に必要と考えますがどうか。

(2) 子供たちの興味を膨らます教育について。

- ① 楽しい読書活動と利用したくなる図書館づくりの考えはあるか。
- ② 子供たちから見た地元高校の魅力化についての考えはあるか。
- ③ 子供の自立や興味を膨らます家庭教育の支援はあるか。
- ④ 子供の基礎学力向上への工夫はあるか。

(3) 少子化とスポーツ施設の今後の整合性について。

主に陸上競技場、野球場、プール等の維持と活用についてはどう考えるか。

(4) 部活やクラブの理不尽な指導のチェック体制について。

- ① 日大アメフト部の傷害事件を受けての対応は行ったか。
- ② 相撲協会やレスリングの暴力や隠蔽、パワハラ的事件を受けての対応は行ったか。

3、防犯と防災について。

(1) 防犯のまちづくりについて。

- ① 地域のニーズによる防犯カメラの設置とその支援はどうか。
- ② 防犯パトロールの強化策はどう考えているか。

(2) 防災について。

- ① 地すべりパトロールの現状と課題はどうなっているか。
- ② 間伐や排水路など山林の管理状況はどうなっているか。
- ③ 鳥獣対策としての里山づくりの推進はどうか。
- ④ 森林環境税や土地所有者不明法の動きとその活用策はどうか。

(3) 事故防止について。

- ① チャイルドビジョンの講習はどうなっているか。
- ② 公共施設や店舗等の駐車場利用のルール周知はどうなっているか。
- ③ ドライブレコーダーの普及はどうなっているか。
- ④ 自動車が必要な高齢者向けに衝突防止装置車の奨励はどうなっているか。

(4) 空き家対策について。

- ① 空き家管理者との連絡体制はどうか。

② 空き家や空き地の総合的な利用を提案する取り組みはどうか。

4、市職員の不祥事防止について。

平成29年2月20日の監査公表第8号「議会からの監査請求に基づく監査の結果の公表について」の意見には、「(1) 今回の監査においては、証拠となる文書がほとんどなかったため、不正の有無を判断することができなかった。文書で記録を残すことは、事務処理の基本であり、大変遺憾である。(2) 糸魚川市財務規則や糸魚川市職員不祥事防止のための行動指針などの不正を防ぐ基本的な仕組みはあったが、その仕組みが適切に運用されていなかった。不正を防ぐ仕組みの運用状況を確認する体制など、内部統制制度の充実が必要であると考え。」とあります。その後の対応について伺います。

(1) 不正の有無を判断する記録文書がないことを、市は怠慢と不手際と過失の処分で済ませているが、赤字解消が目的の支配人なら、会計に必要な記録文書が残っていないこと自体が不正ではないか。また、都合の悪い記録は残さないというあしき前例となるがどう考えるか。

(2) 国政で公文書管理が問題になっているが、当市も公文書管理条例の制定や記録の罰則規定の強化をすべきと考えるがどうか。

(3) 不正防止の仕組みが機能する内部統制制度の充実はどのようになっているか。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

保坂議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、28年12月の総務文教常任委員会での審議を踏まえ、権現荘に関する調査項目について、再度事実確認を行ったものであります。

2点目につきましては、警察からの事情聴取の中で6月ごろには起訴または不起訴が決定されるとの感触を受けたことから、その後の市の対応について顧問弁護士と相談いたしましたものであります。

3点目につきましては、市に対して迷惑料の支払いの申し出がありましたが、その際に不起訴にしたいという話はありませんでした。

4点目につきましては、警察からの資料要求が多岐にわたり、量的にも膨大であったからであります。

5点目につきましては、元支配人が個別に購入した物品については調査をしており、少しでも私的に飲んだといった話の件については、警察の捜査結果を注視してまいりました。

6点目につきましては、個別購入費の説明を受けており、購入した物品は財務規則により支払い処理を行っております。

7点目につきましては、市への迷惑料42万円は、1カ月分の報酬をもとにしたものであります。個別購入費の返金につきましては、立証が困難なことから返金を求めることは難しいと顧問弁護士から指導を受けたものであります。

2番目にご質問につきましては、この後、教育長から答弁いたしますのでよろしく願いいたします。

3番目の1点目の1つ目につきましては、プライバシーに関することから、市として公共の場に設置しており、地域が設置する場合の支援制度はありません。

2つ目につきましては、市、警察、学校、地域がそれぞれ連携をとりながら取り組みを進めてまいります。

2点目の1つ目につきましては、市内の地すべり防止区域151カ所のうち、人命等の保護が必要な区域や、特に施設の適正な管理が必要な区域など、30区域で32名の巡視員がパトロールを行っております。巡視員の高齢化や担い手不足が課題であります。

2つ目につきましては、干ばつなど管理の行き届かない山林がふえているものと考えております。

3つ目につきましては、今年度、試験的に人と野生動物を隔てる緩衝地帯を設置する予定にいたしております。

4つ目につきましては、森林環境税は31年2月の通常国会の成立が予定されております。また、今国会で成立した所有者不明土地の利用の円滑等に関する特別措置法は、所有者の不明な土地を公共事業に利用できる仕組みを制度化したものであります。

3点目の1つ目につきましては、出生届の受け付けや3歳児健診の際に保護者に周知いたしております。

2つ目につきましては、駐車場内の表示看板や路面標示等により、周知されていると認識されておりますが、管理者に周知してまいります。

3つ目につきましては、バスやタクシー等の業務用車両を中心に普及が進んでいると聞いておりますが、普及状況について把握はいたしておりません。

4つ目につきましては、高齢者の交通事故防止に有効であります。あくまでも運転補助システムであり、奨励までは考えておりません。

4点目の1つ目につきましては、管理が不適切な場合には所有者等を調査し、要請を行っております。

2つ目につきましては、空き家活用ネットワーク糸魚川による空き家情報の発信や空き家見学、相談会の実施などで利活用に努めております。

4番目の1点目につきましては、ご指摘の物品出納簿による管理は、合併前から行われていなかったとはいえ、財務規則上、不適切であったと考えております。指摘された事項が適切に処理できるよう職員への研修・指導を行ってまいります。

2点目につきましては、市の文書規定に基づき、公文書の適正な管理を行ってまいります。

3点目につきましては、32年度からの内部統制制度の開始に向け、国の実施方針と他市の動向を見ながら本市に合った内部統制の整備を進めてまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長から答弁もありますのでよろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

保坂議員の2番目の質問にお答えいたします。

1 点目につきましては、家庭教育力の向上は、子供たちの学力向上や社会性の育成にとって重要不可欠であります。園・学校や地域とともに子ども一貫教育に取り組んでいるところであり、さらに連携を強化し、成長段階における支援策に取り組んでまいります。

2 点目の 1 つ目につきましては、絵本ふれあい事業や土曜自習室授業などを通して、子供の関心を高める図書館づくりに努めております。

2 つ目につきましては、小中学校でのキャリア教育やふるさと学習を推進するとともに高校の魅力づくりを支援してまいります。

3 つ目につきましては、子ども一貫教育基本計画の中に家庭教育の実践例について示しております。また、各学校においても家庭学習に意欲を持って取り組めるよう学習時間や内容について、保護者と共通理解を図っているところであります。

4 つ目につきましては、小学校では陰山メソッドによる読み・書き・計算能力の向上に取り組み、また小中学校では、授業改善を常に行い、基礎学力向上に努めております。

3 点目につきましては、子供を含めた利用者数の動向や利用者のニーズを検証しながらスポーツ施設の有効活用と適正配置に努めてまいりたいと考えております。

4 点目につきましては、中学校長宛てに部活動のあり方について通知し、教育活動の一環であることの再確認と顧問や指導者が適切な指導を行うよう呼びかけております。特に報道の事案には触れておりませんが、年間を通じて校長から指導をしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

それでは、1 番目の権現荘支配人不起訴についてであります。

（1）番のところですが、市は告発内容を承知していないという立場を貫いております。しかも警察の捜査に協力しております。

つまり、捜査で聞かれたことは、行政の中で情報を共有するのは理解できます。しかし、退職している元支配人と連絡をとり合うという意味が、正直よくわかりません。市の顧問弁護士が話しているとおりに、起訴された場合には起訴状の内容から必要があるときに起訴状の内容を知った上で元支配人に連絡をとるとするのはわかるんですが、なぜわからない段階で公務としてこういう対応をとったのか教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

平成28年の12月の議会で権現荘の業務に係る調査事項というものを提出させてもらっております。全部で24項目のものであります。一覧表になっております。それらにつきまして総務文教常任委員会と、それから12月21日の議会、全員協議会でも提出をしております。そう

した中で総務文教常任委員会では、この調査項目の中では非常に調査が不十分なものと何点かあると、それについてもう少し調査をしろということでもあります。それは権現荘の従業員の場合もありますし、この元支配人に関してもそうだといいことでもありまして、そういったことを受けまして元支配人も接触して、この調査事項を再確認しているということでもあります。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

だからもう一遍言いますね。告発内容を承知していない立場ですよ。承知していないのに今の話自体もおかしいし、なぜ元支配人に連絡をとる必要があるのかということを知っているんです。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

総務文教常任委員会で権現荘業務に係る調査事項を提出した段階で、元支配人からの調査も不十分だというご指摘を頂戴しました。そういったことを踏まえまして、元支配人に再確認の作業をしたというものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

私の質問の趣旨わかっています。あくまでも権現荘元支配人の不起訴についてですよ。この書類に基づいて質問していますよ。だから、これの資料には、告発者にも告発内容も承知していないということで、だからこの時期に、3月に支配人に連絡とっていますよね、昨年3月に。何でとらなきゃいけないんですかと、単純な質問ですよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

28年の12月の調査事項を再調査することによって、元支配人と接触をしておりまして、再確認するために。

それから今度は、警察の捜査によりまして、警察に捜査協力した段階で警察のほうからも何といえますいろいろなことがありまして、それは捜査の内容は言えませんが、市のほうも元支配人からいろいろな話を聞いて、聞くのも1ついいのではないかとご指導もあって、接触をさせても

らったというものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

ごめんなさい。今、聞くのもいいんじゃないかというのは、誰の指示ですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

12月の調査事項につきましては、3月2日の総務文教常任委員会で提出をさせてもらっております。それが今度、24項目あったものを整理して19項目になっております。それにつきましては、調査事項につきましては、警察の捜査を協力するというので全て提出をしてあります。

それから、3月になりまして私らのほうも警察に相談・協議するというので参りましたけども、その中で警察のほうからも市のほうからも捜査の内容は言えないけども、元支配人から話を聞くのはいいですよと言われてまして、そういったことを踏まえまして元支配人とも接触をさせてもらったというものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

だから、接触するのどうかと思うんですけど、告発内容は知らない前提でいいですよ、そこは間違いないですよ。告発内容は知らないという前提ですよ、そこはいいですか、確認です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

告発状は見ておりませんし、告発内容につきましては、どこからも情報は入っておりません。

ただ、私らのほうでは、この調査項目等で一番中心になるのは、当然、何ていいますか私的に飲んだとかそういうものが中心になるだろうということで想定はしておりました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

何で少し飲んだことが告発の中身だとわかるんですか。何言ってるんですか、今わからない、承知してないって言ったじゃないですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

平成28年の12月議会の段階でも議員の皆さんから、そのところを一番調査不十分だということのご指摘を頂戴しましたので、恐らくこの部分ではないかという想定をしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

24項目も調査項目があって、それ以外にもいろんなこと聞かれてるはずですよ。何でお酒を飲んだ飲まないだけって、その告発内容がそれだって限定できるんですかって、おかしいでしょ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

おかしいとは思っておりません。やはり議員の皆さんからいろんなご指摘を頂戴しました。その中でも一番このところが中心のご指摘であったので、告発の中身はこれが入ってるだろうという想定であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

全然理解できません。2番目行きます。

市は、平成29年4月と5月に2回も市の顧問弁護士に損害賠償の可否について相談してますね。顧問弁護士の言葉を借りると起訴されれば、起訴状で損害賠償を求めることの可否がわかります。そうであるならば、1回の相談で十分だと思うんです。しかも1行で済みます、文章、資料から見れば。なぜ市は、告発内容を知らない段階でなぜか損害賠償を求めることについて話し合っていることになります。これ自体おかしいことなんです。しかも2回相談しています。何ですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

私らのほうも警察の事情聴取を受けまして、そのときの感触では起訴になるか不起訴になるか、大体6月ごろには決定するんじゃないかということでありました。

したがいまして、6月議会の最中のことも想定されますので、事前に弁護士さんのほうへ対応について相談をしたというものであります。損害賠償ということでもありますけども、この事件の概要も弁護士さんに相談しなきゃなりませんし、それから、先ほど申しました調査事項のことにつきましても、るる説明をするということになります。

したがいまして、そういったことを踏まえまして、2回相談をしたというものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

だから、顧問弁護士が損害賠償で求められるのは、起訴状が出てからだと本人が言ってるじゃないですか。何でそれを、損害賠償の話自体をこの段階でしてるんですか。おかしいでしょ。おかしいんですよ、何で2回も相談せにや。だから、起訴が決まって、起訴状が見れば損害賠償できるところへ書いてある。それだけで十分じゃないですか、この段階で。何で事細かに聞かなきゃいけないんですか。その理由を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

事細かにということでもありますけども、いろんな想定ができますし、それから事件の概要を弁護士さんに事細かく説明をしなきゃならんと前提条件があります。そういった説明もしましたし、それから市として対応がどういう対応ができるかということで相談したわけであります。その中で一番ネックになったのが、一番中心になったのが、もし損害賠償ができるかどうかということでもあります。市の対応として、今後、元支配人に対してできることは、損害賠償ではないかということで、その損害賠償についてどうかということでやったので、この結果、資料のほうで提出したのはほんの要約でありますけども、こういったことで起訴されれば損害賠償できますけども、不起訴になった場合は立証が困難で、損害賠償を求めることはできないだろうという、そういうことで不起訴になった場合、起訴になった場合、その想定した上で相談をしたというものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

だから資料に、元支配人に損害賠償を求めることについて、平成29年4月6日と5月31日に市の顧問弁護士に相談してるんですよ。だから、あなたたちの頭の中の前提に、もう損害賠償を求めることというのがあるんですよ。何でそういうところからスタートしてるのかと聞いてるんですよ。じゃああれですよ、公文書の管理ちゃんとやってるんなら、弁護士とも全部やりとりの話というのを公表してくださいよ、どういう話したのか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

文書につきましては、報告書等ありますので情報請求すれば、それについてはきちんとしたいと思っております。

ただ、この1点だけ、先日の6月1日に報告した事項は、要約したものでありますので、これだけ報告し、説明を頂戴したという指導を受けたものではありません。いろんな点で指導を受けてるということでありまして、こちらも事件の概要等を逐次説明をしたというものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

いつもこういう答弁聞いているといろいろと言葉使うんですけど、じゃあ元支配人に損害賠償を求めることについて、じゃあいろいろな項目を想定されたのであれば、その項目をじゃあ教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

いろんなことというのは、事件の概要とか、それから警察の事情聴取とか、そういったものもいろいろ弁護士さんに相談した上で相談を受けたというものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

つまり、損害賠償というからには、事案がなければ損害賠償できませんよね。その役所の中で想定して損害賠償に値する項目というのは何ですかと聞いているんです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

内容的には、平成29年の3月2日の日に総務文教常任委員会で提出した権現荘業務に係る調査事項、この全般19項目についていろんなことがありまして、こういった19目のことがありまして、それについて弁護士さんに相談をして、場合によっては損害賠償できるものがあるかという、そういう相談もしたものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

だから、さっき少しだけお酒飲んだこととか、それだと言って、今は19目全般について相談したと言ったんですよ。それを言う根拠はどこから来るんですか、告発内容も知らないのに。何でそういう話ができるんですか。それが私には理解ができないんですよ。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

ですから、告発状とかは見えてませんが、12月の議会のときの議員さんからのいろんなご指摘を受けまして恐らくそのものと、またそればかりではないかなと思ってます。何点かのものがあったのではないかなという想定ですけども、これも含めてそういう告発がされたのではないかと想定したものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

すばらしい想像力ということにします。

3番目、平成29年7月に元支配人より迷惑料の自主返納の連絡があって、私の感覚では不起訴にしたいという説明あったのかなと思って聞きましたけど、なかったということですよ。

資料では、自主返納の理由として権現荘の管理運営に関するさまざまな問題や、その報道等に伴い市に迷惑をかけたこととありますが、そのほかに何か理由は聞いていますか。例えば元支配人から不起訴にしたいので協力してほしいとか、あと市が不起訴にするために迷惑料を、まあいいや、そのことだけ、不起訴にしたいとかということを知っているかどうかは、ちょっと確認させてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

不起訴にしたいという話は聞いておりません。実際、その前にも起訴・不起訴が決定になるという想定をしてましたので、あれですので、ただ向こうのほうから不起訴にしたいという話は一切ありませんでした。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

では（4）番目、市としてはさまざまな角度から警察捜査が行われたものだと考えておりという

ことなのですが、糸魚川市は警察の捜査に協力しているが、告発内容は知らない立場であります。一体、このさまざまな角度とは、何を指すのかと。具体的に捜査項目を知っていらっしゃるようなので教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

警察のほうからは、照会事項ということでいろんなものが来ておりますし、それから警察に提出した書類は膨大なものであります。その中で段ボールに何箱もというような状況でありまして、その中では、先ほど申しましたとおり平成29年3月2日に提出した権現荘の事項についての19項目の調査事項も入っております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

今回いただいた不起訴についてという資料で、公式な文書なものですから、非常に大事な、貴重だとは思ってるんですけども、この文書にさまざまな角度から警察の捜査が行われたものと考えており、「考えており」というのは、どうやって論拠をあらわすことになります。誰もわからないじゃないですか、さまざま角度から警察の捜査が行われたものと考えておりと言われても、何を根拠にここまで言い切れるのかということですよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

先ほども申しましたとおり警察から照会されたものは、いろんなものがあります。資料もあります。いろんな資料を照会事項ということで提出せよということで指示をもらっております。そして実際、警察署に提出した書類は、いろんなのがありまして、何と申しますか飲み食いだけのものではなくて、いわゆる勤務時間だとか、職員関係だとか、その他いろんなものもあります。大変膨大な量の資料を提出しておりますので、警察はその提出せよと言われた以上は、警察のほうも捜査をしたものと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

せっかくの機会ですので告発状の内容を説明しときます。

告発状の主な内容は、平成28年8月、権現荘従業員の内部告発により糖尿病であった元支配人が、個人的飲酒を目的に地元スーパーで糖質ゼロの清酒と発泡酒を購入しているとの情報を得て、情報開示請求を行い、その地元スーパーからの購入記録から、元支配人の直筆サインの伝票が見つかり、それらを集計した結果、32回の購入で27万2,816円の金額となりました。それをもって警察に告発をしております。その後、さらなる警察の捜査により、47回の購入で39万1,040円の金額となったため、後日、金額を修正しています。

告発の内容は、これだけなんですね。そちらはさまざまな捜査されたって、警察も捜査されたんでしょうね。でもそれも定かじゃないですよ。皆さんが、ただそう言ってるだけかもしれないし、なぜこんなことを言いたいかという、今、警察が捜査したということは、皆さんが言ってるだけで断言できないでしょ、さまざまな捜査したというの。断言できます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

今、告発状について読まれたわけでありまして、平成28年12月に告発したものなんだと思いますけども、1年半たってから不起訴処分になってから、私らにそれを今示されても非常に何と申しますか、何とも言いようのないことであります。

ただ、もう1年半たってまいりますのであれですけども、ただ、さまざまな捜査をされたというのは、警察のほうへ提出した資料の膨大さ、それから非常に多岐にわたるものであるというものであります。ただそれだけではなくて、いろんな元支配人から捜査の内容は聞いたんですけども、それについては何と申しますか、個人の人権侵害もありますので、こういう場では言えないんですけども、そういった面から見ると相当な、いろんな捜査がされたんだろうということで予想したものであります。

ただ、元支配人が本当のことを言ってるかどうか、それは確認できませんので、それはあくまでも私らの感触でしかないというものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

ちょっと説明しますね。

今言った告発内容から、告発者の立場からすると行政が何で、さまざまな角度から、さまざまな角度からということを使うもんだから、何でかなくて思ったんです。そこにすごく腑に落ちない部分があるもんですから、あえて確認のために言わせていただきました。

今、でも予測とか何か言葉使いましたけど。大丈夫ですか、これ公文書ですけどいいですか、そんな感じで。そちらそうやって言い張りますけど、ちょっと心配ですね、私。

じゃあ今度5番目行きます。

元支配人による管理運営、さらなる市の調査は考えていないと言うんですね。織田副市長は、昨年3月議会で、調査の限界として警察に相談してますね。市職員が一昨年の10月に市議員か

らの指摘について、さっきの糖質ゼロのお酒の件ですね。10月に市議員からの指摘について調査をしていれば、正直、告発されずに済んだと思っています。これは市の調査の怠慢と思うんですが、今もって振り返ってみれば、その責任感じませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

平成28年は、議会総務文教常任委員会を中心に権現荘問題について審議をさせてもらっております。その中で、我々のほうも市の行政のほうも精いっぱい調査をしてきたつもりであります。

ただ、その結果が大変不十分なものだということでありまして、調査には限界があるということを感じたものですから、警察のほうへ相談・協議をするということで、29年3月にそういったことで総務文教常任委員会にも報告したものであります。平成28年のときの調査は、私なりに精いっぱいやったつもりであります。内部監査だとか、それからいろんな指定管理者の選定委員会だとか、いろんなところで調査なりチェックをしたつもりでありますけども、結果的には不十分だったということで、限界があったということで最終的には29年3月に警察に相談・協議をしたというものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

繰り返しになりますけど、告発者で当時6人の議員によって、行政から提出された資料で、行政からいただいた資料で元支配人は、書類送検され、起訴猶予になってますよね。前科ではないんですが、前歴がついたわけですよ。さらに検察の説明から不起訴といっても嫌疑は十分であると。42万の返金があったことで起訴猶予の判断をしたということでもあります。告発者の1人として、それはちゃんとはっきり言っときますね。

したがって、税金を預かる行政の立場なら元支配人に、通常なら余罪はないかとかといろいろ疑うわけですよ、本来であれば。19項目もあなた方がさまざまな角度から捜査されたと言ってるわけですからね、そういうことでしょ。さまざまな角度から捜査されたと言ってるんです。不思議なのは、そんなさまざまな19目もあったのに、この資料の一番最後になって、さっきも言ったように元支配人による管理・運営について、さらなる市の調査は考えていないという結論を公の文書で出すもんだから、ちょっとこれもひっかかるんですよ。

ましてや告発してる自分からしても、お酒飲んだか飲まないかのことだけをやってるのに、何でもさまざまな角度からと言ってしまおうのかがわからないんですよ。つじつまが合わないですよ、告発内容から、ここまで飛躍する理由がわからない。それは何ですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

警察のほうで、さまざまな捜査をしたということに考えてますので、そういったことで今後、元支配人の調査は今回の不起訴によって、不起訴の理由も公表されませんので、一般的には。私らのところにもまだ不起訴になったよという通知ももらってませんし、本人のところへも行ってない状況であります。そういった状況でありますし、不起訴の理由も公表されないということでもありますので、そういったことで警察のほうの捜査がさまざまな捜査をした上でなったものだから、今後こういう調査はしないという方針を決めたものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

そこです。今の前提に立ってです。今の前提に立ってよく考えていただきたいのは、自主返納の42万円というのは、検察は考慮しとるんですよ。罪を認めて行政に市にもお金を戻しましたということなんです、検察の判断は。だから、不起訴なんです。起訴猶予なんです。

でも糸魚川市が認識しているのは、42万円は権現荘が報道になってしまった、行政にも迷惑かけてしまった、そういう迷惑料の42万円なんです。この認識は間違いないですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

私らのほうの自主返納を受けたものにつきましては、29年の9月に総務文教常任委員会でも報告してあります。元支配人のほうから、これまで市議会において指摘のあった権現荘の管理運営に関するさまざまな問題や、その報道等に伴い、市にご迷惑をかけたということに対しまして、一定のものを報酬額の一部を自主返納したいという申し出を受けて、私らはそれを受理したというものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

ですよね、迷惑料42万円。迷惑料42万円はここに置いときますね。

告発者並びに警察の捜査によって明らかになった金額というのが、さっき言った39万1,040円という金額出てきますよね。これはあくまでも小林支配人が直筆サインで購入した金額です。だから、市の立場からすれば、それどういうふうに使ったのということは、確認しなきゃいけないものですよ、個別購入で。確認していいわけですよ、市の財産だから。小林支配人は、そのうちの少し飲んだか、全部飲んだかわかりませんがきちんと立証しなきゃいけないんですよ。その個別購入したものは何に使ったか。そのチャンスを与えた上でわからないものは、返金してもらっていいんですよ、迷惑料と別ですから。それをやっってくださいねといつも言うんですけど、あ

なた方はなかなかやってくれないんですけど、その辺いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

元支配人には、私らにはほとんどは接待でお客と飲んだんだと、私的に飲んだのはほんの少しだということであります。そのほんの少しがどれだけなのかということは、非常に立証が難しいので、その点についてはできないものと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

あんまり甘ったれたことを言わせたらだめですよ。自分で買って、自分がそこの責任者じゃないですか。自分で立証しなくて誰が立証するんですか。それを、おおそうかい、そうですか、何で認められるんですか。市の財産ですよ。あなた方から見れば金額少ないと思ってるの、これもしかして。だめですよ、1円たりとも大事に使わなきゃだめなんですよ。その管理者である人間が、皆様に説明せよと言われたら、きちんと説明しなきゃいけないでしょ。責務でしょ。だって警察がちゃんと調べてくださったんでしょ、39万1,040円。何で確認しないんですか。現に警察のほうは、これは弁済金として受けとめてますよ、どう見ても、確認させてもらったら。でもあなた方は違うって言うてるじゃないですか、迷惑料と個別購入費は。だったら個別購入費限定で、どう使ったか確かめる責務があなた方にあるでしょうが。なぜやらないんですか。金額の額の大差じゃないですよ、その精神が問われているんですよ。わかりますか。わかったら答弁ください。わからなかったら、もういいですよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

元支配人につきましては、現職中にもう平成28年の4月から9月まで減俸処分ということで5%、6カ月の減俸をしております。それから、なおかつ平成28年9月で雇用を打ち切ってるということで、実際のところ事実上は首にしております。そういった状況でありますので、今になってどうのこうのというのは、なかなかできないものと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

今になったからできるんですよ、別に損害賠償じゃなくて、だってこの人は42万円、糸魚川市

に迷惑かけた、申しわけないと言って42万円返してるんでしょ、違うんですか、反省してないんですか。反省しとったら、こんだけ具体的な金額出てきたら、まずみずからの責務として何にどれだけ使ったか、誰にどれだけおもてなししたかって全部立証しなきゃいけないでしょ。立証責任があるんですよ。それをいいやと言ってしまえば、行政やってること全部もうやむやでいいですよってこと言ってるようなもんですよ。課長級ですよ、元支配人。そんな免罪符与えていいんですか。やめた人間であったって、これぐらい言わなきゃだめでしょ。だって電話で連絡とってるんでしょ、常に、やめた後だって。そういうときばかり都合つけて連絡つけられないんですか。おかしいですよ、それ。答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

平成29年の7月に元支配人の委任された弁護士のほうから話があってから、私らは直接会うといいいますか、連絡できないといいいますか、弁護士を通じてということになっております。その弁護士さんも何といいいますか、自主返納を申し出たときには、本人は私的に飲んだと言ってるけども、それについては否定して、7月段階では否定しております。

したがって、そういうことも踏まえまして、なかなか接触ができないというのが実態であります。なおかつ、先ほど申しましたとおり私らも職員として平成28年9月に首にしておりますので、その辺については、もう既にその辺の処分をしたということで考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

となりますと、こういった後からいろんなものが明確にわかった場合の責任というのは、うやむやにしているんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

平成29年9月の総務文教常任委員会で権現荘元支配人からの自主返納の申し出があったという報告をさせてもらいました。その中では一番最後のほうに、なお、今後の警察の捜査の状況を踏まえまして、元支配人において新たな法律上の支払い義務が発生するような状況になれば、別途、支配人にその支払いについてに関する協議を行うというふうなことを一項入れてあります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

今のままでいくと、じゃあ39万1,040円は、市民の皆さん立てかえてくださいねと言ってるのと同じなんです。そこがせつないんですよ。あなた方の管理ミスや支配人の記録・帳簿を残さないミスによって、そのツケが全部市民のところに行ってしまうんだということがわかってますかね。この金額は、39万1,040円ですけど、本当のこと言えば約1億1,000万円の赤字についても管理ミスで処分はしてますけども、全部その赤字のツケは市民に払ってもらってるということなんです。心苦しいなって思わないですかね。明確な金額が出てるのに電話1本入れられないんですか、相手に。42万円弁済して不起訴を勝ち取ったのはいいですけども、具体的な金額出たものについて自分で立証できないから返してもらったらいじゃないですか、そんな大げさな損害賠償じゃなくたって。そこが私には理解できないんですよ。市民がかわいそうで、かわいそうで、どうですか、電話ぐらいしてくださいよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

向こうにも弁護士さんがついてますので、ただ電話して、頂戴よと言ってもなかなか通るものではないと思っております。ただ、じゃあどうするかというと損害賠償請求ということでなりますけども、そうした場合、最終的に裁判になった場合、勝てるかどうかというと、うちの弁護士さんでは勝てないということでもあります。

したがいまして、そうした場合、負けた場合は、なお一層、市の負担が、例えば敗訴になりますと向こうの訴訟費用も負担するとか、いろんなものが出てきます。そういったことを踏まえまして今回は損害賠償はしないほうがいいということで考えてる次第であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

きちんと誠意を持って、まず話したほうがいいですよ、どうであれ金額具体的に出てるし、警察の調べだし。反省してる気持ちがあるのであれば、確認したほうがいいですよ。それすらもできないっておかしいですよ。

で、もう一個おかしいこと、この資料ですよ、不起訴の資料。元支配人の代理人弁護士からは、私的に飲んだことを否定してきたこともあります。何で市役所にこんなこと言ってくるのかお尋ねしましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

それは自主返納についてどうかということの文書の中で、それがあったということでもあります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

この資料の中で自主返納のときの話なんですか、これ。この資料の、私的に飲んだことというのは、自主返納のときの話なんですか、これ、確認です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

迷惑をかけたということで自主返納したというものであります。報酬1カ月分なんですけども、1カ月分ですが、そのうちもう平成28年の4月から9月までに減給した分18万円を差し引いて42万円。したがって、自分の報酬の1カ月分を迷惑をかけたということで自主返納したというものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

話が違うんですよ。この資料の私的に飲んだことをしてきたこともありますというのは、この文だけ何でか知らんけど、あなた方、都合の悪いところ日付入れてないから、そのときの、いつの話をしてるんかというのを確認しているだけなんです。そしたら、自主返納のときだと言うから、自主返納のときに私的に飲んだことを否定してきたと言ったのかと、その確認ですよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えいたします。

この2番の警察の捜査を受けて云々ですね。これの元支配人の代理人弁護士から私的に飲んだことを否定してきたこともありますは、これは平成29年の7月のものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

改めて伺います。

何で市役所にこれ言ってきたんですか。警察に言えばいいじゃないですか。何であなた方にこんなこと言ってこなきゃいけないんですか。私的に飲んだことを否定したことなんて、何であなた方

に言わなきゃいけないんですか、警察に言えばいいじゃないですか、代理人弁護士。何で市役所にこんな報告してくるんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えいたします。

これは私らに言ってきたのは、3月の段階で元支配人が私的に飲んだということを私らに話したことを否定するために来たものであります。警察云々のほうは、私は弁護士さんと警察云々のほうはわかりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

この項目自体、何であなた方に、しかもあなた方が面談して聞き取りをした概要になってますね。何でこんなこと聞き取りしたんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

警察の事情聴取の際に、警察のほうからは捜査の内容だとかそういうものについては一切言えないということでありました。もし聞きたければ、元支配人から聞きなさいよということなものですから、私らは、これについては元支配人については平成29年の3月29日にお会いをして聞いたものであります。捜査の内容とかそういうものを聞いたというものであります。

○議長（五十嵐健一郎君）

質問の途中であります、あらかじめお諮りいたします。

質問時間が午後5時を過ぎることが予想されますことから、本日の会議時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長することに決しました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

だから、何でそのことを、面談したのもよくわからないですし、代理人弁護士があなた方に私的に飲んだことを否定してきた。何のためですかね、これ。理由がわからないんですよ。別に捜査してるわけだから、聞き取りする必要も、報告もらう必要もないと思うんですけど、何でこんなことをするんですかね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

元支配人に聞き取りしたのは、警察の事情聴取の中で、私ら今の捜査の展開について質問しても警察のほうでは、一切それは言えないということで、もし聞きたければ元支配人から聞いてもいいですよということなものですから、聞かせてもらったというものであります。

元支配人の代理人弁護士からは、7月にそういったことで否定してきたのは、恐らく私らと、もし元支配人と裁判になったときのことを想定した上で一旦否定してきたんじゃないかなということで想定はしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

やっぱり聞けば聞くほど奇妙ですよ。告発内容も承知していない立場で、何か損害賠償を求めることを考えてみたり、捜査内容、別にそこは放っておいて起訴されてから対応すればいいのに先んじて対応してたりとか。

あと検察のほうでは、罪を認めて、初犯だから42万円返金してるから不起訴って、起訴猶予というふうになって、嫌疑は十分だと言っていましたから、その42万円の扱いが非常に大きかったということなんですよ。後で私的に飲んだことを否定してきたということは、どうもこの辺が、あくまでも行政から出てきた文書なんでね、どこまで信用していいかわからないんですけど、本当はそれに付随したそういうものをつけてくだされば、この文面も信用できるんでしょうけど、ちょっとこれ日付も入ってないし、わからない内容だなと思いますね。ちょっと疑問ですね、やっぱりこの資料自体が。

次に行きます。

（6）番、市は元支配人に個別購入費の伝票に基づき、まず説明受けたか。さっきも何遍も言いますが、これについては説明受けているんですか、個別購入費については。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

平成28年の12月16日の提出いたしました総務文教常任委員会及び、12月21日の全員協

議会の中でお示しした資料がございますけれども、その中において28年の11月から12月14日にかけて聞き取りを調査しているということで、記入させていただいて、報告をさせていただいておるところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

だから、聞き取りの結果を聞いとるんですよ、どういう内容だったかということですよ。個別購入したものの使い方について、きちんと報告を聞いたのかということですよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

個別に確認をして、文書の中に記載させていただいて、委員会の中でその内容についてご報告させていただいたということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

答えないという姿勢が見られるので、そこはもういいですわ。

私、今回、この権現荘の問題全般について不起訴云々の話挙げましたけど、実はさっきも言ったとおりで、赤字の理由についてやっぱり行政は、元支配人が経営改善で来てる人間ですから、赤字についての説明責任というのはきちんとやってもらわなきゃいけないんですよ。その赤字についてきちんと説明する上で、記録がないから帳簿がないから、だから、怠慢、過失、不手際で済ましているんですけど、約1億1,000万円の赤字というものについて、何ら対処してないですよ。してないですよ、処分はしましたよね、過失、不手際、怠慢の処分。1億1,000万のことに全然触れてないんで、さっきも言ったとおり、これは市の、市民のお金であります。場合によっちゃあ、行政と議会で市民に返金せんきゃいけないかなって、私思ってるんですよ。単純計算ですけど、1億1,000万を、仮に600人で、職員の数とか議員、ざっくりいって600人で割って、1人18万幾らになるんですけど。3年返済で、毎月5,000円ずつ返せば1億1,000万円ぐらいになるんですよ。それぐらいの私、大失態だと思ってるんですよ。だって、記録と帳簿とってないばっかりに赤字の理由もきちんと説明してもらえない。でも雇ったのは、赤字収支を改善するために雇った人間ですよ。それをみすみす、もうやめたから、もう社会的制裁受けたからいいんだ。でも1億1,000万は、そのまま残っちゃってるわけですよ。それは誰もそれについて考えないという姿勢が、今後、不祥事の防止にならないんですよ、やっぱり。1億1,000万を説明受けなくても、やめてしまえば逃げられるという悪い前例をつくっているんですよ、今回。これはいけんなどと思ったんです。

だから、市全体、議会全体で責任を感じて返済計画を立てて、元支配人が何か資料出してくれて、いや1億1,000万もそんな赤字になってないんだ、こういう赤字の理由がちゃんと明確にあるんだと言ってくれば、それでいいですよ。でも今のない状態だと、やっぱり僕ら全員で責任とらなきゃいけないと思うんですけど、そういう考え方がいいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

赤字の原因が、元支配人だけに属するものではないと思っております。当然ながら、その年その年、毎年毎年、決算をしておりますけども、そのとき見ますとやはりちょうど時期的にリーマンショックがあって、それから東日本大震災があって、非常にどこの温泉も、市営の温泉どこも大変厳しい状況であったと。その辺も踏まえてもらいたいですし、それから、天候不順だとかいろんなケースもあります。

私もほかの市町村の宿泊施設も見ました。うちよりも赤字の多いところもあります。そういったことも踏まえまして、それについては元支配人1人にその辺を責任を持たせるのはいかなものかと思っております。

それで決算につきましては、不十分かもしれませんが、毎年毎年、議会に決算報告もしとる、特別会計として決算報告もしております。そういったことで、今からまたそこへさかのぼるのはいかなものかと思っております。

そういったことで、元支配人、一億何千万を全て元支配人の責任にするということについてはいかなものかと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

じゃあ提案します。

今回の権現荘約1億1,000万の赤字については、市職員並びに議会全体で返済計画を立てることを提案いたします。いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

一億何千万の赤字が、それぞれ管理運営の責めだけのものではないと思っておりますので、その辺についてはお受けする考えはありません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

+

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

不祥事防止のための行動指針の中に、同僚の無関心、相互牽制の欠如というのがあります。余りにも無責任だと思いますよ。

以上で終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、保坂議員の質問が終わりました。

本日はこれにてとどめ、延会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。

〈午後5時09分 延会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

+

議 長

+

議 員

議 員

+